

鳥取県版経営革新計画〈生産性向上型〉認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県版経営革新計画〈生産性向上型〉の認定について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 鳥取県版経営革新計画〈生産性向上型〉は、中小企業者の成長段階や経営戦略に応じた総合的な支援を展開するため、中小企業者が策定する経営力向上に関する計画を鳥取県版経営革新計画〈生産性向上型〉として認定し、もって中小企業者の成長と鳥取県経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項に定めるものとする。

2 この要領において、「鳥取県版経営革新計画〈生産性向上型〉」とは、中小企業者が経営力向上を図るために行う取組に関する計画をいう。

3 この要領において、「商工団体」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に定める商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に定める県商工会連合会（商工会の地区を広域的に支援するために県商工会連合会内に設置する組織を含む。）及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める県中小企業団体中央会をいう。

(申請等)

第4条 鳥取県版経営革新計画〈生産性向上型〉（以下「計画」という。）の認定を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の申請書に、強化法第13条第1項に定める経営力向上計画及び経営力向上計画の計画申請書の写し（既に認定を受けている場合は、計画認定書の写し）を添えたもの正・副各1部を申請者の所在地を管轄する商工団体（以下「所管商工団体」という。）に申請するものとする。

2 商工団体は、前項により申請された計画について、実現可能性等を審査し、相当と認めたものについて、様式第2号により知事に申請書の正1部を送付するものとする。

3 第1項の申請を行うことができる中小企業者は、鳥取県内に主たる事務所を有する中小企業者で、所管商工団体から継続的指導を受けている者とする。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する業種の事業を行う者を除くものとする。

(計画)

第5条 計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 経営力向上の目標
- (2) 経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
- (3) 経営力向上の内容及び実施時期
- (4) 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (5) 経営力向上設備等の種類

(計画の認定)

第6条 知事は、申請書が提出されたときは、計画が次条第1項及び第2項に定める基準により審査し、これに適合することを確認したのものについて、計画を鳥取県版経営革新計画〈生産性向上型〉として認定する。

2 知事は、前項の規定により計画の認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を所管商工団体を經由し申請者に通知する。

(認定基準)

第7条 前条第1項の認定は、次の各号及び次項の基準をすべて満たす場合に行うものとする。

- (1) 強化法第13条第3項に定める主務大臣の認定を受けた経営力向上計画であること。
- (2) 計画の実現可能性が十分であると認められること。
- (3) 計画が関係法令に違反しないこと。
- (4) 計画が公序良俗に反しないこと。

2 前項に掲げる認定基準の詳細については別途定める。

3 前条第1項の規定に関わらず、第1項第2号の審査については、第4条第2項の規定により所管商工団体が行うものとし、知事は改めて審査を行わない。ただし、知事は必要に応じて所管商工団体と審査結果について協議を行うことが出来る。

(認定をしない場合)

第8条 前条の規定にかかわらず、県は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定をしない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(実施計画の変更等)

第9条 鳥取県版経営革新計画（生産性向上型）認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた計画を変更しようとするときは、様式第3号による変更申請を所管商工団体を經由し知事に申請し、変更承認を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、軽微な変更について変更承認を要しないものとする。ただし、商工団体はその内容について県に報告しなければならない。

3 第4条の規定は、第1項の承認について準用する。

(認定の取消等)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業者は、所管商工団体を經由して知事に速やかに報告しなければならない。

- (1) 認定事業者が第3条第1項に規定する中小企業者でなくなったとき。
- (2) 認定事業者が強化法第14条第2項により認定経営力向上計画の認定を取り消されたとき。
- (3) 計画を実行することが困難なことが確実になったとき。

2 前項の報告を受けたときは、知事は当該認定を取り消すものとする。

(中間状況報告)

第11条 計画期間中の認定事業者は、計画の認定を受けて計画期間が終了するまでの間の毎年8月31日現在及び毎年2月末日現在における雇用者数の状況及び経営力向上の指標について、それぞれ9月15日及び3月15日までに商工団体の定める方法により報告しなければならない。

2 商工団体は前項の規定により報告された内容を取りまとめ、それぞれ9月30日及び3月31日までに県に報告するものとする。

(最終状況報告)

第12条 認定事業者は、計画期間終了後、計画期間最終日現在の雇用者数の状況及び経営力向上の指標について、計画期間終了後15日以内に商工団体の定める方法により報告しなければならない。

2 商工団体は、前項の規定により報告された内容を取りまとめ、3月1日から8月31日までに報告されたものを9月30日までに、9月1日から2月末日までに報告されたものを3月31日までに、それぞれ県に報告するものとする。

(所掌)

第 13 条 この要領に関する事務は、商工労働部企業支援課において所掌する。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 31 年 4 月 4 日から施行する。